

平成20年3月21日
平成21年1月30日改正
平成22年12月3日改正
工業所有権審議会
弁理士審査分科会試験部会

弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除について

弁理士法第11条第4号の規定により短答式筆記試験の一部科目の免除を受けようとする者は、事前に工業所有権審議会会長あてに免除資格認定の申請を行い、「弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除の基準について（平成20年3月14日弁理士審査分科会試験制度部会決定）」を満たしているか否かの審査を受けなければなりません。

なお、免除資格認定申請書及び授業概要証明書等に記載された個人情報等については、弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除の免除資格認定に当たっての審査及び当該事務以外に使用することはありません。

1. 免除資格認定に必要となる書類

大学院既修了者

(1) 弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定申請書【別紙1】

工業所有権審議会が定める様式により申請者本人が作成する申請書。

(2) 大学院修了証明書

大学院が発行する証明書。

(3) 大学院成績証明書

大学院が発行する証明書。

(4) 授業概要証明書（証明書の様式例は【別紙2】）

授業概要証明書は実際に授業を担当した教員が以下の事項を記載し、大学の権限のある者がその内容を確認した上で、署名及び大学の公印を押印したものとする。

（参考）授業科目「特許法」の授業概要証明書の記載例参照

○ 授業概要証明書の記載事項

① 科目の名称

② 弁理士法施行規則第5条に定める科目

該当する免除科目名を記載すること。

③ 単位数

④ 他の授業科目との関連

科目免除の対象とされる他の科目との授業内容の違いについての説明（同一内容の科目を重ねて履修しても、重ねて履修された科目は必要単位数に算入されないため。）。

例えば、特許及び実用新案に関する法令に関する科目として免除の対象とされる科目の必要単位数を複数の授業科目で満たす場合には、その相互の関係について説明すること。また、特許及び実用新案に関する法令に関する科目として免除の対象とされる科目について、特許及び実用新案に関する法令、意匠に関する法令、商標に関する法令並びに工業所有権に関する条約のうち1又は複数に関する科目として免除の対象とされる科目に特許及び実用新案に関する法令に関する科目が含まれる場合には、その科目との違いを明らかにすること。なお、補足的に、科目免除の対象とされる科目の関連を示す資料を添付して、科目間の関係を説明することによって、その関連を明らかにすることができる。

⑤ 授業の方法

講義、演習、その他の別及び具体的な授業の方法を記載すること。

⑥ 授業の内容

現実に実施した授業における教授の方法、教授の内容を具体的に2単位当たり4,000字程度で記載すること。なお、添付資料として、授業の際に配布したレジュメを含めることができる。

⑦ 授業時間数

現実に実施した授業の日時を記載すること。なお、休講があった場合には、その代替措置についても記載すること。

⑧ 成績の評価方法

試験の実施の有無、試験の内容、評価の方法の基準及びその具体的な評価の方法（試験によらない場合は、試験によらない理由、評価の方法の基準及び評価の方法についての具体的な説明）、並びに、当該科目における受講生の成績の分布等を記載すること。なお、大学院に評価の基準について申し合わせ等がある場合には、その申し合わせ等を添付し、その基準にしたがっていない場合には、その理由について説明すること。

⑨ 教材

書籍名、論文名、裁判例を特定する事項等。刊行されていない教材を使用した場合には、その具体的な資料の名称。なお、名称のみでは資料を特定することができないときは、資料そのものを添付することができる。

⑩ 教員の氏名等

当該科目を教授する能力を有することを証する事項（氏名、職位、学歴、職歴、業績目録（著書・論文等））。なお、実務家教員については、業績目録に代え、職務等の具体的な内容を記載することができる。

大学院在学中の者（条件付認定）

※ 受験を希望する年度の前年度3月末までに大学院を修了する見込みの者に限る。

<第1回目の手続き>

(1) 弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定申請書【別紙1】

工業所有権審議会が定める様式により申請者本人が作成する申請書。

(2) 大学院修了見込証明書

大学院が発行する証明書。

(3) 大学院成績証明書

大学院が発行する証明書。既に単位を得た科目の成績証明書。

(4) 授業概要証明書（証明書の様式例は【別紙2】）

授業概要証明書は実際に授業を担当した教員が以下の事項を記載し、大学の権限のある者がその内容を確認した上で、署名及び大学の公印を押印したものである。

→免除資格に該当すると認められる者には、「条件付認定通知書」を交付します。

<第2回目の手続き（受験願書提出時）>

(1) 条件付認定通知書（原本）

工業所有権審議会が発行する通知書。

(2) 大学院修了証明書

大学院が発行する証明書。

(3) 大学院成績証明書

大学院が発行する証明書。

注) 第1回目の手続きの際に提出した「授業概要証明書」の内容に変更があった場合は、変更内容を記載した証明書を提出しなければならない。

※ 受験願書提出時に上記の証明書等が提出されない場合は、当該年度の短答式筆記試験は免除されない。

2. 実施期間

大学院既修了者

- ・ 受付期間は通年。
- ・ ただし、次年度の弁理士試験までに免除資格認定を受けようとする者は、受験願書受付開始の1ヶ月前までに申請することとする。

大学院在学中の者

- ・ 第1回目の手続きの受付期間は、大学院を修了する年の2月1日から2月末日までとする。
- ・ 第2回目の手続きは受験願書に必要書類を添付して行うこととする。

3. 免除資格認定申請に対する審査

工業所有権審議会は、申請者から提出された申請書及び証明書類をもとに、すべての案件に対して認否を決定する。認否の結果については、申請者全員に対して書面にて通知する。【別紙3】認定通知書、【別紙4】条件付認定通知書

弁理士試験短答式筆記試験
一部科目免除資格認定申請書

平成 年 月 日

工業所有権審議会会長 殿

氏 名 _____ 印

下記のとおり、弁理士試験短答式試験一部科目の免除資格認定を申請します。

記

1. 申請者

ふりがな

・ 氏 名： _____

・ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日生

・ 住 所： 〒 _____

・ 電話番号： (自 宅) _____

(携帯電話等) _____

・ E-mail： _____

2. 大学院名： _____ 大学大学院

_____ 研究科 _____ 専攻

3. 在学期間： 平成 年 月 日 入学

平成 年 月 日 修了 (修了見込み)

4. 免除資格認定を申請する科目及び単位数

弁理士法施行規則第5条に定める科目	大学院の科目名及び修得年度	修得単位
特許及び実用新案に関する法令に関する科目		
	小 計 (8 単位以上)	
意匠に関する法令に関する科目		
	小 計 (4 単位以上)	
商標に関する法令に関する科目		
	小 計 (4 単位以上)	
工業所有権に関する条約に関する科目		
	小 計 (4 単位以上)	
上記のうち1又は複数に関する科目		
	小 計 (8 単位以上)	
	合 計 (2 8 単位以上)	

【添付資料】

- | | |
|------------|--------------|
| 大学院既修了者 | 大学院修了見込みの者 |
| ・ 大学院修了証明書 | ・ 大学院修了見込証明書 |
| ・ 大学院成績証明書 | ・ 大学院成績証明書 |
| ・ 授業概要証明書 | ・ 授業概要証明書 |

授業概要証明書

大学院名			
研究科名		専攻名	
大学院の科目名			
弁理士法施行規則 第5条に定める科目			
単位数		開講時期	平成 年
他の授業科目との 関連			
授業の方法			
授業の内容			
授業時間数			
成績の評価方法			
教 材			
教員の氏名等	氏 名		職 位
	学 歴		
	職 歴		
	業績目録 (著書・論文等)		

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

大学 学長

印

(注)

- 「他の授業科目との関連」は、科目免除の対象とされる他の科目との授業内容の違いについての説明を記載すること(同一内容の科目を重ねて履修しても、重ねて履修された科目は必要単位数に算入されないため。)
- 「授業の方法」は、講義、演習、その他の別及び具体的な授業の方法を記載すること。
- 「授業の内容」は、現実に実施した授業における教授の方法及び教授の内容を具体的に2単位当たり4,000字程度で記載すること(授業の内容には、授業で課した小テストの出題、レポートの課題、試験の問題並びに評価の対象となった小テスト、レポート、試験の合格者の中の最高点及び最低点の答案(学生の名前を記載することは要しない)を添付すること)。
- 「授業時間数」は、現実に実施した授業の回数を休講の取り扱い等を含めて記載すること。
- 「成績の評価方法」は、試験の実施の有無、試験の内容、評価の方法の基準及びその具体的な評価の方法(試験によらない場合は、試験によらない理由、評価の方法の基準及び評価の方法についての具体的な説明。)並びに、当該科目における受講生の成績の分布等を記載すること。
- 「教材」は、書籍名、論文名、裁判例を特定する事項等を記載すること。刊行されていない教材を使用した場合には、その具体的な資料の名称を記載すること。なお、名称のみでは資料を特定することができない場合、一般に入手できない資料やレジュメ等は、資料そのものを添付すること。
- 「教員の氏名等」は、当該科目を教授する能力を有することを証する事項を記載すること。なお、実務家教員については、業績目録に代え、職務等の具体的な内容を記載すること。
- 授業の内容を記載した書面、そのほか、添付すべき書面については、申請書提出以前に、工業所有権審議会に提出し、その提出内容を引用することによって、授業概要証明書の記載を充足することができる。

弁理士試験短答式筆記試験
一部科目免除資格認定通知書工 審 第 号
平成 年 月 日

(免除資格認定者) 殿

(生年月日：×× 年 月 日)

工業所有権審議会
会長 印

貴殿より申請のありました弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除について、下記のとおり免除認定されたことを通知いたします。

記

免除される科目： 工業所有権に関する法令
工業所有権に関する条約

免除資格認定番号： 08×××××

免除の有効期間： 20××年×月×日まで有効

(注)上記の免除を希望する場合は、受験願書に必要事項を記載し申請するとともに当通知書の写しを添付する必要があります。大切に保管してください。

弁理士試験短答式筆記試験
一部科目免除資格条件付認定通知書

工審第 号
平成 年 月 日

(免除資格条件付認定者) 殿

(生年月日：×× 年 月 日)

工業所有権審議会
会長 印

貴殿より申請のありました弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除について、下記のとおり条件付認定されたことを通知いたします。

記

免除される科目： 工業所有権に関する法令
工業所有権に関する条約

条件付認定番号： 08×××××

1. 上記の免除を希望する場合は、受験願書に必要事項を記載し申請するとともに当通知書（原本）及び大学院修了証明書等を添付する必要があります。
2. 大学院修了証明書等の提出がない場合は、上記の免除を受けることはできません。
3. 受験願書提出時に大学院修了証明書等の添付が確認された後、「弁理士試験短答式試験一部科目免除資格認定通知書」を送付いたします。平成 年度の弁理士試験においては、受験願書提出時に当該通知書を添付することにより上記科目の免除を受けることができます。

記載例

授業概要証明書

大学院名	大学大学院		
研究科名	研究科	専攻名	××××専攻
大学院の科目名	特許法		
弁理士法施行規則 第5条に定める科目	特許及び実用新案に関する法令に関する科目		
単位数	4単位	開講時期	平成20年
他の授業科目との 関連	<p>特許及び実用新案に関する法令に関する科目に該当するものとして必要単位に含めている特許法は、特許法の手続に関する部分及び実用新案法を講義するものであり、特許法の基礎的な理論、特許の対象、特許の要件、特許権の保護などの実体法的な部分を講義する本科目と重複するものではない。</p> <p>特許及び実用新案に関する法令、意匠に関する法令、商標に関する法令並びに工業所有権に関する条約のうち1又は複数に関する科目に該当するものとして必要単位に含めている特許法の経済分析は、経済学的な手法を用いて特許法を分析し、特許法の解釈及び立法の基礎を理解させるために講義するものであって、特許法の内容を、法律の規定、裁判例などに基づいて講義する本科目と重複するものではない。</p> <p>注：科目間の関係を説明するために、カリキュラムの全体を説明する書面を添付してもよい。</p>		
授業の方法	<p>講義</p> <p>授業は、特許法の実体法的な部分の基本を、その背景を含めて講義した上で、受講する学生に対し、論文や裁判例など指定した教材を利用して、学生の積極的な授業への貢献を求めるインタラクティブな方式を含めた講義を行った。学生には、事前の予定に従い、各回のテーマにつき教科書及び参考文献の関連部分等を読んで内容の概略を把握した上で、事前に指示される裁判例その他の資料を読み、事前に与えられた課題などに答えられるよう準備してくることを求めた。各回の授業では、講義の内容を正確に理解させるために、学生を指名して、講義の内容や各回で予習してくることを指示した論文・裁判例、その他の資料についての説明を求めたり、その資料に関連する質問を行ったりした。全員に予習範囲をきちんと勉強してくることを求めるために、誰にどのような質問がなされるかは事前に知らせないこととした。1時限の授業で、少なくとも、一回程度、学生を指名することを、原則とした。</p>		
授業の内容	<p>別紙1のとおり</p> <p>注：事前提出資料を引用する場合は、「平成21年2月 日付け事前提出資料 2 大学大学院 研究科××××専攻平成20年度特許法 のと おり。」と記載すること</p>		

授業時間数	<p>開講曜日：月曜 2 限（10：35～12：05） 木曜 2 限（10：35～12：05） 期 間：4 月 7 日～7 月 17 日（祝日を除く） 開講回数：全 30 回（休講はなかった） 注：休講した場合には、補講を行った日時を記載すること 注：授業の時間割表、試験時間の時間割表を添付すること。</p>
成績の評価方法	<p>単位の評価は、（1）授業における平常点、（2）小テスト（1 回）（3）期末試験を総合して行った。比重は、（1）及び（2）を併せて 50%、（3）を 50%とした。</p> <p>（1）平常点 授業には、毎回、出席を求めており、特別な事情のないかぎり欠席は認めていない。なお、3 回以上欠席した場合には単位を認めないこととしたが、3 回以上欠席した学生はいなかった。</p> <p>平常点は、出席を当然の前提として、授業において求められた説明や質問への答えなどの内容によって、評価した。その基準として、各回のテーマについて、教科書の関連部分を読んできているか、事前に指示された裁判例その他の資料を読んできているか、質問に対する答えが法律的な分析に基づいてなされているかなどによって、評価した。なお、欠席をした場合には、その回の授業において説明や質問等への答えがなかったものと評価して、減点した。</p> <p>（2）小テスト 第 15 回目の授業のなかで、45 分間を用いて行った。試験問題等は別紙 2 のとおりである。</p> <p>（3）期末試験 試験問題等は、別紙 2 のとおりであり、試験時間は 2 時間である。法令集のみの持ち込みを許可した。</p> <p>成績分布は、学生 20 名中、90 点以上（S）が 1 名、80 点以上（A）が 3 名、70 点以上（B）が 7 名、60 点以上（C）が 9 名で、不合格者はいなかった。なお、大学院の申し合わせにより、S は受講生の 5%以下、A は 20%以下、B は 35%以下の人数となっており、この申し合わせにしたがって、評価をした。</p> <p>注：試験によらないで、例えば、レポートなどにより成績を評価する場合には、どのような理由で、そのような方法で成績を評価するかを説明すること。また、大学院においては、通常用いられていない評価の方法（例えば、多肢選択式試験）を用いる場合には、学校教育法第 99 条の趣旨から、どのような理由で、そのような例外的な評価方法が用いられているかを十分に説明すること。</p>

教 材	<p>教科書</p> <p>(a) ・工業所有権法 [第2版 増補版](、2007年)(授業概要証明書では、「 」として引用する)</p> <p>特許法に関する標準的な教科書というべきものであり、授業の学習事項全般についての基礎的な知識を得るための書籍として位置づけた。授業では、少なくとも各回で割り当てられた部分について、予習をしておくべきものとした。</p> <p>教材</p> <p>(b) ・ケースブック知的財産法(、2005年)(授業概要証明書では、「 」として引用する)</p> <p>(c) ほか・ケースブック知的財産法(、2006年)(授業概要証明書では「 」として引用する)</p> <p>(b)(c)のケースブックは、授業での質疑応答の基礎として用い、予習すべき箇所は、前回の授業のときに、具体的に指示した。</p> <p>参考図書</p> <p>(d) ・ 編『知的財産法概説 [第3版]』(、2008年)</p> <p>(d)は、最新の動向を盛り込んだ新しい考え方に基づく著書で、学生が多様な考え方を学ぶ参考にするものとして指定した。</p> <p>注： 教材は、学生が利用できるものであること。</p> <p>通常大学院の授業で用いられない教材(例えば、弁理士試験の受験を目的として作成された書籍)を用いる場合には、そのような教材を用いることが、学校教育法第99条の趣旨にかなうこと、具体的にどのように授業に用いられているかということ、十分に説明すること。</p>
-----	---

教員の氏名等	氏名		職位	大学大学院 研究科教授
	学歴	昭和 年 大学 学部卒業 昭和 年 大学大学院 研究科博士課程単位取得退学		
	職歴	昭和 年 大学 学部専任講師 昭和 年 大学 学部助教授 平成 年 大学 学部教授 平成 年 大学大学院 × × 研究科教授		
	業績目録 (著書・論文等)	<p>(著書) 特許法の存在意義に関する研究 現在の特許法はベニスの特許制度にその由来を有し、イギリスで制度が発達してきたという歴史を有しているとされている。その沿革を明らかにした上で、現代社会において、特許法がどのような機能を果たしているかを論じている。主要な分析は、特許制度に批判的な Machlup や Levin などの学説も検討したうえで、Arrow 以来の経済学的手法を用いて研究したものである。</p> <p>(論文) 生物の特許法による保護とその効力 (誌 650 号) 現行の特許法の解釈上、その保護対象に生物が含まれるか、含まれるという解釈をした場合に、その保護は生物関係科学の発展に対してどのような影響を有するかを検討した上で、特許法の解釈論を展開している。</p> <p>コンピュータ・ソフトウェア関連特許の効力 (誌 25 巻 10 号) コンピュータ・ソフトウェア関連特許が数多く付与されているが、付与された特許権がどのような効力を有するかを、日本のこれまでの裁判例やアメリカ合衆国の裁判例を参照しながら、研究したものである。</p>		

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

大学 学長

印

授業は、学校教育法第 99 条第 1 項（「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」）、第 2 項（「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。」）の規定の趣旨にかなったものでなければならないから、その趣旨を踏まえて、どのような授業がなされているかを記載すること。

弁理士試験その他の試験の受験対策を目的とする授業は、学校教育法第 99 条の趣旨にかなうものでないと考えられるので、受験参考書等を使用する場合には、使用する受験参考書を添付するとともに、どのような理由により、その受験参考書を使用しなければならないかを十分に説明すること。

授業において、小テストを繰り返すこと、課題レポートを繰り返して課すことは、通常の大学院の授業では行われないので、小テストや課題レポートを繰り返すことが学校教育法第 99 条の趣旨にかなうものであることを十分に説明すること。

大学院名	大学大学院		
研究科名	研究科	専攻名	× × × × 専攻
大学院の科目名	特許法		
成績の評価方法	<p>(小テスト)</p> <p>…</p> <p>注：授業の課程で行われた小テストの問題と合格者の中の最高点及び最低点の答案（学生の名前を記載することは要しない）を添付すること</p> <p>(期末試験問題)</p> <p>審査・審判における出願人の対応と権利行使 設問</p> <p>紙オムツ製造メーカー X 1 社は、赤ちゃんをもった母親からの要望に応え、素材メーカー X 2 社と共同で、新たな吸収層の素材を開発し、その素材を使用した紙オムツの特許出願 A を行った。</p> <p>特許出願 A は、X 1 社と X 2 社の共同出願として行われ、その明細書には、新たな吸収層 a、吸収層 a を用いた紙オムツ a 1 及び吸収層 a を特殊加工することにより、吸収層 a を 2 重にしても同じ厚さとなる紙オムツ a 2 についての記載がなされていたが、特許請求の範囲には、新たな吸収層 a のみの記載がなされていた。</p> <p>紙オムツ製造メーカー Y 社は、特許出願 A の出願後に、「紙オムツ a 1 」及び「紙オムツ a 2 」の製造、販売を開始した。</p> <p>この場合、以下の各問に答えよ。各問は、それぞれ独立しているものとする。</p> <p>(1) X 1 社及び X 2 社は、特許出願 A に係る特許権が成立する前に、Y 社の紙オムツ a 1 及び a 2 の製造、販売に対し、いかなる措置を取ることができるか。</p> <p>(2) 特許出願 A は、「特許出願 A の出願前に発行された特許公報 P 1 に吸収層 a が記載されていること」を理由として、拒絶理由の通知がなされた。このため、X 1 社及び X 2 社は、特許請求の範囲を「吸収層 a を用いた紙オムツ a 1 」とする補正を行ったが、その後、「特許出願 A の出願前に発行された特許公報 P 2 に吸収層 a とほぼ同じ吸収層 a を用いた紙オムツが記載されていること」を理由とした拒絶理由の通知が再度なされた。X 1 社と X 2 社が特許公報 P 2 の内容を調べたところ、吸収層 a と吸収層 a は、吸収層としての機能に差があると考え、その旨を意見書で主張したが、審査官は、その主張を認めず、特許出願 A は、拒絶査定がなされた。この場合、X 1 社及び X 2 社は、特許庁の拒絶査定に対し、いかなる措置を取ることができるか。なお、特許公報 P 2 には、「吸収層を 2 重にしても、嵩張らず、従来と同じ厚さとなる紙オムツ a 2 」についての記載はなされていないものとする。</p> <p>(3) (2) において、X 1 社及び X 2 社が Y 社に対し、(1) の措置を取っていた場合に、留意すべきことは何か。</p> <p>(4) X 1 社は、「吸収層 a を特殊加工することにより、吸収層 a を 2 重にしても同じ厚さとなる紙オムツ a 2 」についての権利化を行いたいと考えている。X 2 社は、吸収層 a についての権利化ができない以上、紙オムツ a 2 の権</p>		

利化を行いたいとは考えていない。この場合、X1社が留意すべきことは何か。

注：期末試験の合格者の中の最高点と最低点の答案（学生の名前を記載することは要しない）を添付すること